

第7節 林業関係金融

1 木材産業等高度化推進資金

(1) 制度の意義

木材産業等高度化推進資金制度は林業及び林産業をめぐる厳しい諸情勢に対処して木材関連産業の健全な発展を促進するため「林業等振興資金融通暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づき、昭和54年度に創設された低利融資制度である。(平成5年度に国産材産業振興資金を木材産業等高度化推進資金に組み替え)

制度の目的は、木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材供給の円滑化を図るため、木材の生産又は流通を担う事業者がその行う合理化を促進するのに必要な資金を低利で融資する措置を講じ、もって木材関連産業の健全な発展に資することにある。

(2) 制度の仕組み

本制度の仕組みは、国が農林漁業信用基金を通じて都道府県に資金を低利で貸付け、都道府県は当該貸付金及びこれと同額の自己資金を金融機関に低利で供給し、金融機関はこれを原資の一部として当該供給資金の3・4倍の資金を低利で融通するものである。

(3) 資金種類及び貸付け

木材産業等高度化推進資金は、事業経営改善計画に基づく素材生産合理化資金(運転資金)、製品流通合理化資金(運転資金)、間伐等促進資金(運転資金)、乾燥材供給促進資金(運転資金)、林業事業体体質強化促進資金(運転資金)、木材加工流通システム整備資金(設備資金)、構造改善計画に基づく経営高度化促進資金(運転資金)、林業経営安定化促進資金(運転資金)により構成される。

本制度の資金は、木材の生産又は流通に関する合理化計画について都道府県知事の認定を受けた者に対し、事業の合理化を推進するのに必要な資金を都道府県から資金の供給を受けた農林中央金庫、商工組合中央金庫、都市銀行、地方銀行等の民間金融機関により貸付けられる。

(4) 5年度の予算措置及び実行状況

5年度までに政府貸付出資金が106億4,313万円措置され、5年度の木材産業等高度化推進資金の貸付枠は1,040億円となり、また、預託原資貸付資金借入に係る利子補給補助金7,935万円が予算措置された。

5年度末の資金種類別貸付状況は、表31のとおりであり、貸付件数3,660件、貸付残高約741億円に達している。

表31 資金種類別貸付状況(5年度末貸付残高)

資 金 種 類	融 資 額 (億円)	構 成 比 (%)
事業経営改善計画		
素材生産合理化資金(運転資金)	543	73
素材生産資金	155	21
素材引取資金	389	53
製品流通合理化資金(運転資金)	103	14
間伐等促進資金(運転資金)	57	8
乾燥材供給促進資金(運転資金)	28	4
林業事業体体質強化促進資金 (運転資金)	3	0
木材加工流通システム整備資金 (設備資金)	3	0
木材高度利用加工資金	1	0
木材市場整備近代化資金	1	0
主産地育成整備資金	1	0
構造改善計画		
経営高度化促進資金(運転資金)	4	1
立木等取引資金	3	0
木材加工資金	1	0
木材需要拡大資金	—	—
新商品普及促進資金	—	—
林業経営安定化促進資金(運転資金)	—	—
計	741	100

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

2 農林漁業信用基金(林業信用保証制度)

農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)の林業信用保証制度は、林業者等(林業種苗生産業及び木材製造業を含む。)が林業の経営の改善に必要な資金又は、木材卸売業者等が木材の生産・流通の合理化に必要な資金を融資機関から借り入れる場合に、その借入れに係る債務を保証するものである。このほか信用基金は前述の木材産業等高度化推進資金制度を実施する都道府県に対しこれに必要な資金の一部を貸付け、これらを通じて林業及び木材関連産業の発展に資するための資金の融通の円滑化を図っている。

信用基金の林業信用保証制度の資本金は政府・都道府県・林業者等の三者の出資金からなっている。

5年度の業務状況は次のとおりである。

(1) 出資の状況

4年度末の出資金の総額は120億3,705万円であったが、5年度に政府から10億5,000万円(保証出資)、都道府県から9,275万円、林業者等から495万円の出資が行われた結果、5年度末の出資総額は131億8,475万円となった。

林業者等の出資額累計の内訳は会社25億6,309万円、

組合9億6,852万円、個人7億5,717万円となっている。

なお、5年度末の林業者等の出資者数は7,718で前年度末に比べ68減少した。(表32)

表32 5年度末出資状況

区 分	出資者数	出 資 額 (万円)	出資額構成比 (%)
政 府		623,450	47.3
都道府県		266,147	20.2
林業者等	7,718	428,878	32.5
(注) 貸付資金に係る政府出資106億4,313万円を計上していない。			

(2) 債務保証の状況

5年度の債務保証額を保証対象資金の種類別にみると、製材63%、素材生産が27%と両資金で90%を占め、また、木材産業等高度化推進資金に係るものが65%となっている。

5年度融資機関別保証実績をみると、地方銀行が全体の55%を占めている。(表33)なお、5年度の代位弁済は46件、5億7,239万円(前年度51件、6億357万円)で、件数で5件、金額では3,188万円減少した。(表34)

表33 5年度末融資機関別保証実績

融 資 機 関	件数	金 額 (百万円)	金額構成比 (%)
農 林 中 金	147	4,994	8.4
商 工 中 金	222	6,898	11.6
都 市 銀 行	109	2,897	4.9
地 方 銀 行	1,907	32,542	54.9
第2地銀協加盟行	268	4,391	7.4
信 用 金 庫	325	4,639	7.8
そ の 他	205	2,932	4.9
合 計	3,183	59,292	100.0

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

表34 5年度経営形態別代位弁済等の状況

区 分	代位弁済		求償権残高	
	件数	金 額 (万円)	件数	金 額 (万円)
組 合	1	1,200	66	125,048
会 社	34	43,284	276	321,304
個 人	11	12,755	188	148,220
計	46	57,239	530	594,572

3 農林漁業金融公庫資金

林業生産力の維持増進、林業構造の改善のため、造林事業、林道事業等に必要な資金について、林業の生産期間の長期性、低収益性等の特質を考慮して農林漁

業金融公庫から長期低利の資金の融通を行っている。

林業関係資金の5年度の貸付決定額は463億9,218万円であり、貸付残高は5年度末で9,910億円となっている。

資金種類別の貸付決定額は表35のとおりであり、貸付の大宗を占める造林資金は横ばいであったが、農林漁業施設資金が著しく増加したため、全体としては前年度より7%増加している。

なお、平成5年度においては、農林漁業構造改善事業推進資金の林産物の流通の合理化等に必要な機械・施設について貸付限度額を引き上げる等の制度改正を行った。

表35 農林漁業金融公庫林業関係資金貸付決定額
(単位:百万円)

区 分	4 年 度	5 年 度
林 業 基 盤 整 備		
{ 総 数	36,164	36,139
{ 補 助	2,606	2,707
{ 非補助	9,103	9,976
{ 公有林	10,378	10,236
{ 私有林	13,781	12,968
{ 樹 苗 養 成	296	251
{ 林 道	1,277	1,031
林 業 経 営 育 成	605	417
林業経営 { 伐 採 調 整	38	25
{ 林 業 経 営 維 持	34	135
農林漁業構造改善事業推進	2,470	2,926
農林漁業 { 共 同 利 用	1,805	4,520
{ 主 務 大 臣 指 定	715	1,199
災 害	—	—
計	43,108	46,392

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

4 林業改善資金

最近における林業経営の厳しい状況等にかんがみ、林業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、青年林業者等の養成確保等についての林業従事者等の、自主的努力を積極的に助長するため、林業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)による無利子の中・短期資金の貸付けが行われている。

このため国は、資金の貸付けの事業を行う都道府県に対し、貸付資金の造成に必要な経費の一部1億5,917万円(補助率3分の2)を補助した。(表36参照)

また、5年度においては、林業改善資金助成法の一部改正を行い、林業労働に従事する者を確保するため福利厚生施設資金を創設したほか、青年林業者等の養成確保を図るための林業経営共同開始資金の林業経営

開始資金への組替え、償還期間等の延長等の制度改正

を行った。

表36 林業改善資金貸付額の推移

	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
林業生産高度化資金	54	55	54	63	65	64	64
林業労働福祉施設資金	10	10	9	9	10	10	8
青年林業者等養成資金	3	2	1	1	1	1	1
計	66	67	64	72	75	72	72

(単位：億円)

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

第8節 林業技術対策

1 試験研究の充実

近年における我が国の林業及び林産業を巡る厳しい状況を打開すると同時に、森林及び林産物の利用に対する国民の多様化・高度化する要請に応じていくため、その基盤となる技術に関する広範多岐にわたる試験研究及び技術開発を総合的に推進している。

試験研究に当たっては、国と都道府県等がそれぞれの特性を活かした分担協力を行う等一層の連携を図りつつ、一体的な推進を図るため、全国を6ブロックに分け林業研究開発推進会議を開催した。

さらに、開発途上地域における森林の減少や荒廃、大気汚染・酸性雨等による先進諸国の森林の衰退など地球規模の問題に対処するため、海外、特に開発途上国を中心とした研究者の派遣・受入等を通じて、森林造成、林産物加工等に関する研究協力・技術協力を進めた。

(1) 国の試験研究

森林総合研究所を中心に推進している国の試験研究は、基礎的研究を主体として応用、開発研究の分野にわたっており、

- ① 森林の多面的機能の解明と公益性の維持・増進、
- ② 森林生産力の増強と林業における生産性の向上、
- ③ 地域における林業の発展と森林の多面的利用技術の高度化、
- ④ 木質系資源の有効利用技術の向上と新用途開発、
- ⑤ 森林生物機能の開発と利用による技術革新についての試験研究を行うとともに、国際研究協力の推進に努めた。

これら試験研究を実施するために5年度の運営に要した経費は、69億8,466万円であった。

(2) 都道府県等の行う試験研究に対する助成

森林総合研究所の行った基礎的研究を基に、地域の実情等に合った実用的な試験研究を行っている都道府県等に対し、試験研究に必要な経費の一部を助成した。

2 技術開発の推進

高性能林業機械化による、新たな作業システムを確立するため、これまでも我が国の地形等に適応した高性能林業機械の開発を行ってきたところであるが、平成5年度は伐出用の高性能林業機械としてプロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワー付き集材機の開発を完了した。また引き続き半脚式伐倒機設計を行うとともに、新たに台風被害木処理等にも対応可能なフェラーバンチャヘッドの開発に取り組んだ。育林用の高性能林業機械については、既成造林地タイプを開発完了、新生造林地タイプ、急傾斜地タイプについてそれぞれ設計、改良等を実施するとともに、新たに植付専用タイプの開発に取り組んだ。

また、林業機械による労働災害の防止、生産性の向上等を目的として、林業災害防止に有効な作業機械等の応用開発と高性能林業機械等の普及定着のための情報提供、展示会等に対して林業労働力対策費補助金による助成を実施した。

更に、間伐の促進に資するため、間伐コストの低減、労働強度の軽減等に必要機械の開発を実施するとともに林業機械の円滑な普及を図るための間伐新作業システム開発事業を実施した。

木材の新規用途開発、熱帯林の再生を図るため、技術研究組合が行う、①樹木から精油等の抽出成分を効果的に抽出し、用途開発を行う技術の開発、②木材のプレス成形や射出成形を可能とする熱可塑性・液化技術の開発及びその利用技術の開発、③電磁波遮蔽性等新たな機能の付加を目的とする木材と他材料との複合化技術の開発、④苗木の大量増殖技術など熱帯林の再生に係る技術の開発の促進に対し助成した。

社会問題化しているスギ等の花粉症について林業面

からの情報の集積と提供のための基礎的調査を実施した。

更に松くい虫対策として天敵利用等による防除システムの開発を進めた。

沼田林業機械化センターにおいては、都道府県等の機械技術指導者に対する研修を行った。

3 林業普及指導事業

林業普及指導事業は、森林法第187条第1項に規定する林業専門技術員及び林業改良指導員を適正に配置し、これらの者が森林所有者に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行うとともに、青少年を始めとする国民各層を対象とする森林・林業への理解等と啓発に必要な施設等の整備並びに林業後継者の育成確保を図ることにより、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進し、もって林業の振興を図るとともに森林の有する諸機能の高度発揮に資することを目的とするもので、5年度は次のような事業を実施した。

(1) 林業後継者育成対策等事業

ア もりの学園整備事業

林業普及指導事業との連携のもとハード・ソフトの両面から総合的かつ計画的に一般市民に対する森林・林業の教育を推進するため、森林・林業の学習ができる拠点施設として森林と展示施設からなる滞在型の「もりの学園」を整備することにつき都府県に助成した。

イ 林業後継者の育成確保

次代の林業を担う後継者の育成確保を図るため、全国、都道府県、市町村の各段階で総合的な後継者育成対策を実施した。

(イ) 教育指導体制の整備

後継者に対する教育指導体制を整備するため、後継者対策の基本方針を検討・立案する「推進会議」の開催、後継者の指導に当たる「指導林家」の活動促進、後継者等が森林・林業に関する総合的な技術・知識を習得するための「林業教室」の実施につき都道府県に助成した。

(ロ) 交流学習活動の推進

後継者等の自主的なグループ活動を促進するため、都道府県においては「学習活動」、「青年林業士等の活動促進」、市町村においては「地域活動」を実施することにつき助成した。

(ハ) 林業技術指導者の育成促進

地域林業を推進するため、中核的役割を果たす指導者を育成するとともに、技術的業務にかかる専門的資格者を養成することにつき民間団体に助成した。

(ニ) 普及情報提供事業

適切かつ積極的な林業、特用林産の経営活動の展開に資するため、それらに関する経営・技術情報を収集し、全国の普及指導職員、市長村、森林組合等に対し迅速に提供することにつき民間団体に助成した。

(ホ) 地域林業青年活動促進事業

地域林業のリーダーとなる人材の育成確保と地域林業の活性化を図るため、川上から川下に至る青年林業者による青年林業会議所を設置し、経営能力向上のための研修、地域林業活性化ビジョンの作成、先駆的地域活動を推進するとともに、全国ネットワーク化構築のためのプログラム作成等につき民間団体に助成した。

(ヘ) 普及活動高度化特別対策事業

普及指導教員及び地域の指導的林業者の資質を向上すめため、国内・外の企業や研究機関等を活用した長期・集中的な研修等を実施するとともに、最新の試験研究成果等を踏まえた高度技術の現地適応化試験等の実施につき都道府県及び民間団体に助成した。

(キ) 林業後継者・婦人活動促進事業

林業後継者の育成確保を一層強化するため、地域における指導的かつ中核的役割を担う林業後継者グループの地域振興に対する意欲の高揚を図るための山村と都市との交流活動の促進、地域性を活かした生産活動の充実、研究実践活動を促進するとともに、女性の能力活用等による林業の活性化を図るための女性の学習活動・地域活動等を推進することにつき都道府県及び市町村に助成した。

(ク) 森林・林業普及啓発推進総合対策事業

21世紀の森林を担う人材を養成確保するため、森林普及啓発情報の収集・提供、小中高校の児童生徒が林業体験、自然観察等を実施するための体験学習の森の整備、林業高校生等を対象とした林業機械等の実働展示及び林業後継者が自ら行っている技術開発を推進することにつき都道府県及び都道府県林業改良普及協会等に助成した。

(2) 林業普及指導事業交付金

普及指導教員の設置のほか、普及指導活動の効率的推進を図るため、普及指導活動に必要な機材等の整備、普及車の配備、普及指導教員の巡回指導、試験研究の成果の現地適応化、普及指導教員の研修、普及指導教員が計画的に行う情報活動として林業機械稼働実態等の特定情報調査及び技術情報の整理分析等の実施につき必要な経費を都道府県に助成した。

第9節 国有林野事業

1 国有林野事業の現状と経営改善

国有林野事業は、林野庁所管の国有林野を国民共通の財産として管理経営しており、高度経済成長期においては木材需要の拡大に対応して丸太を増産し、また、最近においては公益的機能の高度発揮への要請に対応して自然環境の保全を考慮した森林施業を実施するなど、それぞれの時代の要請に対応した事業運営を行い、多様化・高度化している国民の森林に対する要請に応じて、①国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の森林のもつ公益的機能の高度発揮、②林産物の計画的、持続的供給、③国有林野事業の諸活動とこれに関連する地域の産業活動等を通じた農山村地域の振興への寄与など、我が国森林・林業の中核的存在として国民経済と国民生活において、重要な役割を果たしている。

国有林野は、国土面積の約2割、森林面積の約3割に当たる761万haに及び、民有林に比べ学術研究や風致上重要な天然林等が多く存在している。また、その大部分がせきりょう山脈に広く位置していることから、公益的機能の発揮を特に重視すべき森林が多い。

これらの国有林野を管理経営する組織としては、中央機関として林野庁、地方機関として営林（支）局、営林署、更に現場組織として森林事務所、事業所等が設置されている。

国有林野事業は、このような経営基盤の組織の下に特別会計制度としてその使命を果たしてきたところであるが、昭和50年代以降財務状況が悪化し、連年損失を計上するに至ったため、昭和53年に「国有林野事業改善特別措置法」を制定し、以来同法に基づき、「国有林野事業の改善に関する計画」を定め、以降数次にわたり計画の見直しを行い、①適切な森林施業の推進、②事業運営の効率化、③要員規模の適正化、④組織機構の簡素化・合理化、⑤自己収入の確保等、経営の全般にわたり改善を進めてきたところである。しかし、資源的制約と自然保護への配慮等により伐採量を減少せざるを得ないこと、長期にわたる木材価格の低迷により林産物収入が増大しないこと、借入金の利子・償還金が年々増大しつつあること、要員がなお調整過程にあることなどから、経営は依然として厳しい状況にあり、このまま推移すれば将来にわたって国有林野事業の使命を果たしていくことが困難な状況になっている。

このため、平成2年12月の林政審議会答申及び閣議

了解された国有林野事業経営改善大綱を受け、平成3年5月に改正された国有林野事業改善特別措置法に基づき、同年7月に新たな「国有林野事業の改善に関する計画」を策定し、この新たな改善計画に基づき、平成22年度までに国有林野事業の収支の均衡等その経営の健全性を確立することを目標に、組織の簡素化・合理化、要員規模の適正化等経営改善に取り組んでいるところである。

新たな改善計画の概要は、民有林・国有林を通じて、流域を基本的単位とし、上下流間の連携強化を図りつつ関係者の総意の下にその流域の特質に応じた森林整備、林業生産等を進める森林の「流域管理システム」の下で、国土保全林、自然維持林、森林空間利用林、木材生産林に区分し国有林の機能類型に対応した森林の管理経営を行うことを基本的方針として、森林の整備目標を達成することとしている。また、自主的改善努力を徹底するとともに、適切な累積債務対策を講じ、平成12年度までに経常事業部門の収支均衡を達成することとしている。このため、累積債務を経常事業部門と区分し、①経常事業部門については、事業の民間実行の徹底、要員規模の適正化、組織機構の一層の簡素・合理化、自己収入の拡大、一般会計繰り入れなどの措置を講ずることにより改善期間内に借入金に依存しない経営体質に転化する、②累積債務については、林野・土地等資産の徹底した見直しによる売り払い収入の拡大を図り、その縮減・解消に努めることとしている。

平成5年度は、この新たな改善計画に基づき、以下の事項を中心に経営改善を推進した。

(1) 要員の規模については、定年前退職、省庁間配置転換、基幹作業職員も含めた地方公共団体への出向の促進等の措置を講ずることにより、約2,800人の縮減を図り、平成5年度末要員規模は約2万2千人となった。

(2) 組織機構の簡素化・合理化については、営林署の内部組織について、3課制から総務課及び業務課の2課を標準とする体制に改めるとともに、50営林署に治山課を新設する等の再編成(197課97係の縮減等を含む)をしたほか、営林（支）局の26係の縮減、129森林事務所の縮減、88事業所の廃止等を実施した。

(3) 収入の確保については、木材情報の的確な把握に努めつつ、需要動向に応じた機動的生産・販売の推進等企業的な感覚を持った販売活動を展開し、また、森林空間の総合利用等の展開による収入の確保にも積極的に努めた。

(4) 経常事業部門と区分し処理することとした累積債務については、林野・土地等の資産の処分による自

已収入を充当したが、以上の対策を講じてもお不足する費用については、別途財源措置を講じ、累積債務の処理に充てたところである。

2 国有林野事業の主要事業

(1) 販 売 事 業

販売事業は、国有林野から生産される林産物を立木、丸太等の形で販売する事業であり、林産物の需給安定や地域産業の振興等にも十分配慮しつつ実行している。

5年度に国有林野で伐採された立木は899万㎡で、その伐採量のうち立木販売等に係るもの561万㎡、丸太生産の資材としたもの338万㎡であった。

また、官行造林地からの官収分は22万㎡であった。

(2) 製品生産事業

製品生産事業は国有林野に生育する立木を資材として、国自ら丸太等を生産する事業である。

この事業は、国民生活に欠かせない木材を用途別に仕訳する等ユーザーのニーズにそって安定的・持続的に供給すること、立木から丸太を生産することにより付加価値を増大させ収入を確保すること、生産事業の実行を通じて山村での就労の場を提供すること等を目的として計画的、効率的な事業実行に努めている。

5年度は、275万㎡の丸太の生産を行った。

(3) 林 道 事 業

林道事業は、国有林野の管理経営に必要な林道及び貯木場の新設・改良・修繕を行う事業である。

林道は、林産物の搬出、造林の実施及びその他森林の多面的機能を確保するための森林管理にとって欠くことのできない施設であるとともに、公道や民有林林道等と道路網を形成し、地域住民の日常の生活利用や地域経済の発展など農山村地域振興にも大きな役割を果たすものであり、長期的視点に立って計画的にこれを整備することとしている。

このため、5年度は林道事業に一般会計から5,247億3,900万円の繰入れを行い、341kmの林道新設等の事業を行った。

(4) 造 林 事 業

造林事業は、伐採跡地及び未立木地に樹木の植栽等を行うとともに、これを保有・保護する事業である。

この事業は将来の森林生産力の増進を図るとともに、森林のもつ公益的機能を充実させるため、長期的視点に立って、計画的かつ着実に事業を実施する必要がある。

このため、5年度は一般会計より218億4,800万円の繰入れを行い、新植植付6千ha、育成天然林造成1万1千ha、保育28万1千ha等の事業を行った。

(5) 種 苗 事 業

種苗事業は、国有林野事業の造林事業に必要な苗木を生産する事業である。この事業では、種子穂の採取、まき付け・さし木及び床替等を行い健全な苗木を生産することを目的としており、選抜された精英樹のクローンにより造成された採種園、採種園からの育種苗の生産に努めている。

なお、5年度は1,632万本の苗木の払出しを行った。

(6) 国有林野内直轄治山事業

国有林野内直轄治山事業については、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、治山事業五箇年計画に基づきその計画的な実施に努めている。5年度においては、第八次治山事業五箇年計画（平成4～8年度）の2年度目として、全額一般会計により事業費536億円をもって実施した。

(7) 国有林野の測定事業

測定事業は国有林野の境界（延長約10万4千km、境界点数約353万5千点）を確定し、これを測定した上、その成果を図簿に示すとともに、国有林野の面積を決定する等、国有林野の管理経営の基礎となる事業である。

事業の実行に当たっては、当面管理経営上急を要する境界の整備に重点をおき、これに必要な境界確定、図根測量、境界測量及び境界検側を最優先事業として実施した。なお、5年度の実績は表37のとおりである。

表37 5年度国有林野の測定事業実績

境 界 確 定	16km
図 根 測 量	86点
境 界 測 量	357km
境 界 検 側	683km
境界検側・改設	3,220点
境 界 巡 検	40,831km

3 国有林野の財務状況

国有林野事業特別会計は国有林野事業を企業的に運営し、その健全な発展に資することを目的として、国有林野事業特別会計法（昭和22年法律第38号、以下「法」という。）に基づき設置されたものである。その後、治山治水緊急措置法（昭和35年法律第21号）の制定に伴い、民有林野等の治山事業に関する国の経理を明確にするためにこの会計に治山事業が設けられ、国有林野事業についての経理は国有林野事業勘定において行われている。国有林野事業勘定の5年度の決算額は歳入6,238億円、歳出5,816億円であり、422億円の歳入超過となった。

(1) 歳入歳出

5年度予算は歳入6,783億円、造林及び林道投資等のための借入金3,508億円及び一般会計より受入645億円を含み、また、歳出、6,783億円であった。

(ア) 歳入の部

収納済歳入額は6,238億円であって、これを歳入予算額に比べると545億円の減少となった。その内容の主なものを科目別にみると、業務収入においては林産物の販売数量が予定より少なかったこと等のため383億円減少し、林野等売払代においては不要存置林野の売払面積が予定より多かったこと等のため71億円増加したものの土地の売払面積が予定より少なかったこと等のため77億円減少し、差引き6億円減少し、また雑収入においては森林空間総合利用事業収入が予定より少なかったこと等のため22億円減少した。

(イ) 歳出の部

歳出予算現額は7,179億円であって、その内容は歳出予算額6,783億円、前年度繰越額396億円である。この予算現額に対して、支出済歳出額は5,816億円、翌年度繰越額854億円であって、不用額509億円である。翌年度繰越額は法第16条第1項の規定による支出未済繰越額507億円及び明許繰越額347億円である。不用額は林道新設事業が予定を下回ったこと等によるものである。

(2) 損益計算

総収益額2,402億円に対し、総費用額3,468億円となっており、差引き1,066億円の損失となった。この損失は法第12条第2項ただし書の規定により損失の繰越し

表38 損益計算書

(5年4月1日から6年3月31日まで)

損 失		利 益	
科 目	金 額 (億円)	科 目	金 額 (億円)
経 営 費	1,218	売 上 高	1,276
治山事業費	153	林野等売払収入	684
一般管理費 及販売費	682	雑 収 入	126
減価償却費	520	一般会計より受入	162
		森林保全経費等財源受入	28
資産除却損	60	利子財源受入	134
支 払 利 子	831	治山勘定より受入	153
雑 損	4	雑 益	0
		本年度損失	1,066
計	3,468	計	3,468

表39 貸借対照表
(6年3月31日現在)

借 方		貸 方	
科 目	金 額 (億円)	科 目	金 額 (億円)
流動資産	1,175	借入資本	29,922
固定資産	62,607	自己資本	46,376
繰越欠損金	11,450		
本年度損失	1,066		
計	76,298	計	76,298

(注) 計は、四捨五入しているため一致しない場合がある。

として整理することとして、決算を結了した。この損失を4年度の損益計算上の損失1,060億円と比べると6億円の増加となっている。その内容の主なものは、収益においてその主体となる林産物の売上高は、販売数量の減少等により129億円減少したが、林野等売払収入が売払数量が増加したこと等により25億円、雑収入が受託事業収入等の増加で6億円増加した。費用においては、支払利子が長期借入金の累積の増大に伴い84億円、減価償却費が34億円、資産除却損が17億円増加したが、経費等で107億円、一般管理費及販売費で99億円減少した。(表38, 39)

4 国有林野の活用等

国有林野の事業は林業基本法(昭和39年法律第161号)第4条の規定の趣旨に即して、林産物の持続的供給を図るとともに国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、国民の保健休養の場の提供等の公益的機能を発揮するほか、国有林野の活用等により地域住民の福祉の向上と地域産業の振興に寄与している。

(1) 国有林野の活用

ア 農林業の構造改善等のための国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律(昭和46年法律第108号)第3条の規定に基づいて、その活用を積極的に推進した。

活用決定面積は活用をはじめたときから5年度末現在で次のとおりである。

農業用活用決定面積	5万5千ha
林業用活用決定面積	2万7千ha

イ 一般地元施設としての活用

一般地元施設制度は国有林野の所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与するため、国有林野の貸付け、分収造林及び共用林野の契約等を行うものであるが、その実績は5年度末現在で、貸付使用面積8万ha、分収造林契約面積13万2千ha、共用

林野契約面積169万2千haとなっている。

(2) 国有林分収育林事業

分収育林事業は昭和59年に国有林に導入され、制度化が図られたところであり、それ以来、国民参加による森林づくり事業として国民の緑資源確保に対する要請に応えるとともに、国有林野の資源の整備充実を図り経営改善に資することを旨として、積極的に実施しているところである。

分収育林契約では国と国以外の者（契約者）との間で国有林野の一定の土地に生育している樹木を共有し、契約者に当該樹木に係る持分並びに国が行う保育及び管理に要する費用を負担してもらい、伐採時における収益を国と契約者とで分収するものとしている。なお、5年度末現在における契約状況は、次のとおりである。

契約面積	22,181 (ha)
契約口数	85,326 (口)
契約者数	72,520 (人)
収入	41,362 (百万円)

(3) 森林空間総合利用事業

国有林野事業は、近年の森林に対する国民的要請の高まりに伴い、森林の持つ保健・文化的機能を他の機能との調整を図りつつ高度に発揮させ、新たな事業分野として積極的に展開しつつ、併せて地域振興に寄与することとしている。「レクリエーションの森」については、国有林野内の自然環境に恵まれた地域を選定し、計画的かつ適切な森林レクリエーション事業の実施を図ることとしている。また、森林空間や温泉資源を積極的に活用し、野外レクリエーションの場や青少年の教育の場及び保養の場を整備するとともに、都市と農山村との交流を促進し、もって国民の福祉の増進、森林・林業の活性化、地域の振興等に寄与するものとして、「ヒューマン・グリーン・プラン」を推進している。5年度末における主なものは次のとおりである。

自然休養林	91箇所
自然観察教育林	168箇所
森林スポーツ林	76箇所
野外スポーツ地域	250箇所
風景林	575箇所
風致探勝林	117箇所
ヒューマン・グリーン・プラン	24箇所

(4) そ の 他

保安林整備臨時措置法（昭和29年法律第84号）等に基づく保安林等の買入面積及び林野整備による買入面積は5年度末現在で次のとおりである。

保安林等の買入面積	26万 ha
林野整備による買入面積	5万 ha

5 国有林野事業の労働事情

国有林野事業については、平成2年12月の林政審議会答申及び国有林野事業経営改善大綱に沿って、国有林野事業経営改善特別措置法の一部を改正する法律が制定され、平成3年7月には同法に基づき新たな改善計画が策定されたところである。

平成5年度は、新たな改善計画の3年目となり、特に、経営の健全性の早期確立への努力や要員規模の適正化への一層の取り組み等、決意を新たに全職員が一人丸となって経営改善に邁進することが必要であり、営林（支）局ごとに目標を定め、企業的な感覚の下に創意工夫を凝らし、最大限の収入確保と効率的な事業実行に努めるとともに、これまで以上に開かれた国有林として地域社会等外部組織との連携強化を図りつつ、国有林野事業が果たすべき使命の達成を期することとした。

このような情勢の中で、全林野及び日林労の両労働組合は、要員問題、組織機構再編問題等を含む「12・18労使合意事項」の有利定着・展開に向けて取り組むとともに、新賃金・期末手当等の経済諸要求についても精力的に取り組んだ。

以下、国有林野事業の経営改善についての動向を要約する。

○国有林野事業の経営改善事業

国有林野事業経営改善大綱に基づく組織の簡素合理化をはじめ、要員規模の適正化等、「自主的改善努力」を進めることが重要なことから、署の内部組織の簡素化、要員調整の方策等に鋭意取り組んできたところである。

こうした状況の中にあって、全林野労働組合は、2月中旬の第100回中央委員会において、(1)国有林野事業の再建については、国有林野事業における雇用を守り、林野庁の要員、組織機構等の縮小・再建策を全面的に見直しをさせる、(2)要員については、2万人以上を確保し、国有林野事業の役割・使命達成を行う、(3)また、再建は国有林だけの問題でないとして、民有林国有林一体で進めるとともに、関係団体と連携をとりながら国民的世論の形成と林業危機の打開を目指して、一大国民運動とする等方針を決定し、マスコミ対策や連合、社会党等による林野庁への要請行動、国会対策等を実施した。

さらに、3月の代表者会議で、基職の市町村出向問題で、大勢として「止むなし」とした。

また、9月1日～3日に開催した第46回定期全国大会では、国有林の再建闘争に関連して、(1)国有林財政

問題については、森林の機能類型に基づく適正な森林管理、流域管理システムの円滑化に向けた財政支援の強化、(2)組織・機構の改編については、地域林業復興・流域管理システムに対応した組織機構の存置・拡充の実現、(3)将来要員規模の見通しは、2万人以上確保と合わせ新採拡大の実現等の諸課題を運動方針として決定し、中央・地方一体となった運動に取り組んだ。

一方、日林労は2月中旬に開催した第40回中央委員会で、(1)組織の統合・改組は、要員減とも関連させスリム化を基本に取り組みを強化、(2)将来の要員規模については、経営改善に関する労使交渉経緯に基づき取り組みを強化、(3)5年度の予算執行は、4年度以上に厳しい状況であり、労働条件へのしわ寄せを最小限にとどめる対策の強化、等の方針を決定した。

さらに、10月25日～26日に開催した第35回定期全国大会においては、(1)林業・林産業の活性化と国有林の再建を図るため、国有林野事業の役割を主張し、一般会計の導入拡大を図るため、5年度補正予算及び6年度予算等に対する政府要請・国会活動の強化、(2)組織の統合・改組は、流域管理・機能類型に対応した組織とする取組み、(3)将来の要員規模については、国有林の役割、流域管理、機能類型を踏まえた組織機構の要

員とし、女性職員、OA専門職を含めた新採の拡大を図ると共に、要員の適正配置について、地本・分会と取組む等の方針を決定した。

林野庁は、こうした両労働組合の動向の中で、平成5年度末2万人に向けて、「基盤の市町村出向」や「営林署の2課制」等について提案・説明し実施した。

第10節 森林国営保険

1 事業計画

森林国営保険は森林国営保険法（昭和12年法律第25号）に基づき、民有人工林を対象に保険契約を結び、火災・気象災（風害・水害・雪害・干害・凍害及び病虫害）及び噴火災によって受ける損害のてん補を行っている。

5年度末の森林国営保険の加入面積は表40のとおり96万haで、民有人工林の12.2%に当たっているが、年齢別にみると、Ⅰ、Ⅱ齢級（林齢1年生～10年生）の幼齢林が49万6千haで、加入面積の52%と大宗を占め、Ⅲ齢級以上（林齢11年生以上）の加入状況は低くなっている。

表40 森林国営保険の年齢別加入状況（5年度末現在）

年齢	級	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ以上	合計
民有人工林面積	(千ha)	330	497	694	989	5,338	7,848
加入面積	(千ha)	216	280	125	117	222	960
加入率	(%)	65.5	56.3	18.0	11.8	4.2	12.2

5年度予算は前年度に引き続き加入促進強化対策事業の実施及びⅡ齢級以上（林齢6年生以上）の林分の加入促進を図るため、特別加入重点地域を設定するなど、加入拡大に努めることとし、契約面積34万100ha（前年度32万ha）、保険金額4,418億6,154万円（前年度3,861億5,491万円）の契約を予定した。

これは、新規加入の獲得及び契約期間の満了となるものの継続契約の確保に努めることを前提としたうえで、最近の造林面積の減少傾向を考慮し、契約予定面積を前年度に対し約5.0%増とし、保険料の伸びを前年度に対し約0.7%増と見込んだものである。

この計画に伴う歳入は表41のとおり保険料収入33億3,184万9千円、前年度繰越資金受入れ99億578万8千円、預託金金利収入を主体とする雑収入7億9,048万3千円で、合計140億2,812万円を予定した。これは前年度歳入予算額140億5,014万2千円に比べ2,202万2千円の減となっている。

また、歳出は契約森林に発生する損害のてん補に充

てる支払保険金等が22億7,992万3千円、保険業務を運営するために必要な業務費14億3,995万1千円、予見し難い予算の不足に充てるための予備費20億円で、合計57億1,987万4千円を予定した。

表41 歳入歳出予算額

(単位：千円)

項目	4年度	5年度
森林保険収入	13,295,475	13,237,637
保険料	3,307,908	3,331,849
前年度繰越資金受入	9,987,567	9,905,788
雑収入	754,667	790,483
歳入合計	14,050,142	14,028,120
森林保険費	2,270,685	2,279,923
賠償償還及払戻金	40,072	30,130
保険金	2,230,613	2,249,793
森林保険業務費	1,383,083	1,439,951
予備費	2,000,000	2,000,000
歳出合計	5,653,768	5,719,874

2 事業の実施状況

(1) 保険契約

5年度の保険契約の実績は、表42のとおり契約面積25万7千haで前年度とほぼ同じで、保険金額にあっては3,459億9,500万円、前年度比3.0%の増となっている。

既往の契約保有高に新規契約分を加えたものから5年度中に期間満了等となるものを差し引いた5年度末の契約保有高は、面積96万ha、保険金額1兆2,092億9,000万円となったが、これは前年度に比べ、面積4.1万haの減、保険金額で120億2,300万円の減となっている。

表42 5年度保険契約実績
面 積 保険金額

年齢別	4年度 千ha	5年度 千ha	5/4 %	4年度 百万円	5年度 百万円	5/4 %
I	49	49	△1.0	48,594	48,340	△0.5
II	31	28	△10.4	25,255	22,599	△10.5
III	32	32	△1.7	28,029	29,236	4.3
IV	36	37	2.4	34,731	34,130	△1.7
V以上	108	112	3.8	199,175	211,690	6.3
計	257	257	0.3	335,785	345,995	3.0

(2) 損害てん補

5年度の災害別の保険金支払実績は、表43のとおりで21億6,772万円（面積1,722ha）である。

表43 5年度災害別てん補実績

災 害 別	面積 ha	てん補金 千円
火 災	201	192,741
風 害	815	1,452,162
水 害	119	99,899
雪 害	87	71,709
干 害	158	55,526
凍 害	85	30,766
潮 害	209	182,539
噴 火 災	48	82,378
計	1,722	2,167,720

3 森林保険特別会計

この事業は、森林保険特別会計法（昭和12年法律第26号）に基づき特別会計を設置し運営している。

5年度の収納済歳入額は127億2,224万円で、当初予算に比べ13億588万円の減となった。一方、支出済歳出額は34億1,912万円で、歳入歳出の差し引きは93億313万円の剰余を生ずることとなるが、次年度へ繰越す未経過保険料及び支払備金に相当する額92億5,425万円を控除するので、決算上は4,887万円の剰余金を生ずることになる。この剰余金は森林保険特別会計法第3条第一項の規定により積立金として積み立てることとして、決算を結了した。

